○国土交通省告示第千三十三号

Ｐｅａｃｈ・Ａｖｉａｔｉｏｎ株式会社からの混雑空港運航許可申請事案（事案番号平二十五第九〇〇一号）については、平成二十五年十月三日付け国運審第九号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十五年十月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第千三十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	株式会社日立産機システム　事業統括本部　ドライブシステム事業部
事業場の所在地	千葉県習志野市東習志野７丁目１番１号
認定に係る物件の範囲	電動機（定格出力が100キロワット以下のものに限る。）
有効期間	平成25年10月10日から平成30年10月９日まで

○海上保安庁告示第百九十六号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十月二十一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	秋田第二南防波堤北仮設灯台
位置	
所在地	秋田県秋田船川港秋田区（第二南防波堤北端）
北緯	三九―四六―五六
東経	一四〇―〇〇―一八
変更した事項	
位置	
所在地	秋田県秋田船川港秋田区（第二南防波堤北端）
北緯	三九―四六―五八
東経	一四〇―〇〇―一六
変更年月日	平成二十五年九月二十四日
名称	大沢港仮設灯浮標
位置	
所在地	岩手県下閉伊郡山田町（山田笠ケ鼻灯台の西方約二・八キロメートル）
北緯	三九―二八―四八
東経	一四一―五八―四三
変更した事項	一時撤去中のところ復旧
変更年月日	平成二十五年九月二十五日

○海上保安庁告示第百九十七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十月二十一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	備讃瀬戸北航路Ａ灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約四四〇メートル
北緯	三四―二〇―五六
東経	一三三―四二―五一
廃止年月日	平成二十五年九月二十六日
名称	備讃瀬戸北航路Ｂ灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約六四〇メートル
北緯	三四―二〇―五九
東経	一三三―四三―〇一
廃止年月日	平成二十五年九月二十七日
名称	備讃瀬戸北航路Ｃ灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約八八〇メートル
北緯	三四―二一―〇二
東経	一三三―四三―一一
廃止年月日	平成二十五年九月二十七日
名称	備讃瀬戸北航路Ｄ灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約八三〇メートル
北緯	三四―二〇―五八
東経	一三三―四三―一三
廃止年月日	平成二十五年九月二十七日
名称	備讃瀬戸北航路Ｅ灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の東北東方約八〇〇メートル
北緯	三四―二〇―五〇
東経	一三三―四三―一六
廃止年月日	平成二十五年九月二十七日
名称	備讃瀬戸北航路Ｆ灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の東北東方約五一〇メートル
北緯	三四―二〇―四七
東経	一三三―四三―〇六
廃止年月日	平成二十五年九月二十六日
名称	備讃瀬戸北航路Ｇ灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の東北東方約二三〇メートル
北緯	三四―二〇―四四
東経	一三三―四二―五六
廃止年月日	平成二十五年九月二十六日
名称	備讃瀬戸北航路Ｈ灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北北東方約三三〇メートル
北緯	三四―二〇―五一
東経	一三三―四二―五三
廃止年月日	平成二十五年九月二十六日

○海上保安庁告示第百九十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十月二十一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	日比港西四号防波堤灯台
位置	
所在地	岡山県日比港（西四号防波堤外端）
北緯	三四―二七―〇九
東経	一三三―五五―四七
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日	平成二十五年九月二十六日
名称	神戸長田防波堤灯台
位置	
所在地	阪神港神戸区（長田港防波堤外端）
北緯	三四―三八―四四
東経	一三五―〇九―〇三
高さ	地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日	平成二十五年九月二十七日
名称	阪神港神戸区（長田防波堤外端）
位置	
所在地	三四―三八―四五
北緯	一三五―〇九―〇二
東経	
変更した事項	
名称	神戸長田南防波堤灯台
位置	
所在地	阪神港神戸区（長田港南防波堤外端）
北緯	三四―三八―四四
東経	一三五―〇九―〇三
高さ	地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日	平成二十五年九月二十七日
名称	吉富港東防波堤灯台
位置	
所在地	福岡県築上郡吉富町（吉富港東防波堤外端）
北緯	三三―三七―二〇
東経	一三一―一一―〇七
変更した事項	
光度	三八カンデラ
光達距離	四・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで六・七メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日	平成二十五年九月二十七日